

青森県内広域予防接種 事務の手引

市 町 村 用

青 森 県

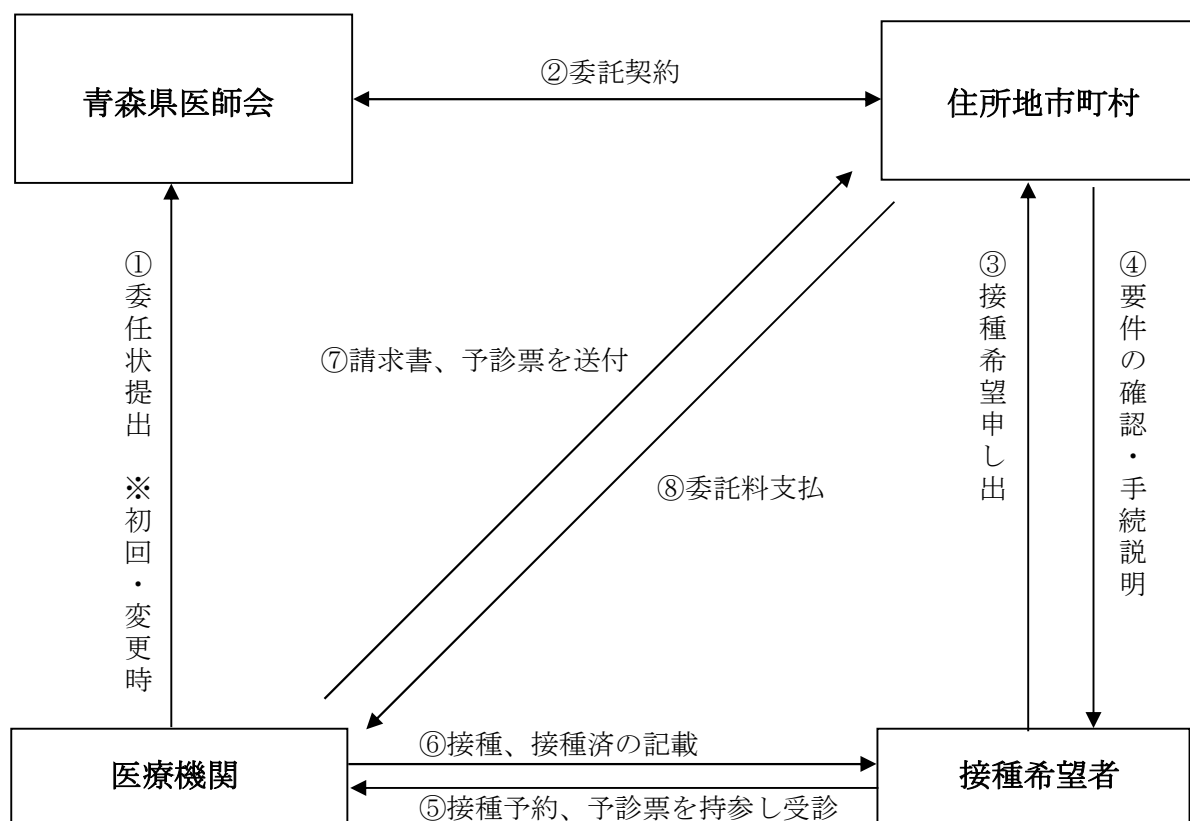
目 次

1	「予防接種の広域化」の概要	1
2	フロー図（事務の流れ）	2
3	実施方法及び事務手続	3
1	対象者	
2	対象予防接種	
3	実施方法	
	○ 接種希望者から申し出があった際の対応例	
	○ 医療機関から照会があった際の対応例	
4	契約	
5	委託料	
6	請求・支払事務	
7	広域予防接種協力医療機関	
8	健康被害発生時の対応	
9	その他の事務	
	（1）ワクチンの準備	
	（2）公告	
	（3）広報	
4	Q & A	12
5	事前準備のチェック項目	17

1 「予防接種の広域化」の概要

- 「予防接種の広域化」とは、接種希望者が何らかの事情により県内他市町村において接種することを希望した場合に、現行の定期予防接種に比べ、手続的に他市町村での接種が容易に行われるようにするものです。
- ただし、誰でも広域予防接種を利用できるというのではなく、一定の要件に該当した方が広域予防接種実施協力医療機関での接種を希望した場合に限り利用できます。
 - ※ 市町村は要件に該当する対象者の範囲を弾力的に解釈することができます。
- 広域予防接種は現行の定期予防接種を補完するものであり、今後とも現行の定期予防接種を中心に実施していくこととなります。
 - ※ 広域予防接種の利用者は定期予防接種の数パーセントと推定されます。
- このため市町村では、現行の定期予防接種委託契約を締結した医療機関で定期予防接種を受けた場合は定期予防接種委託契約書に基づき委託料を支払い、それ以外の広域予防接種協力医療機関で受けた場合は「青森県内広域予防接種委託契約書」に基づき委託料を支払うこととなります。
- 広域予防接種制度は県内においてのみ適用されます。
 - よって、県外の方が県内の医療機関で定期予防接種を希望する場合又は県内の方が県外で定期予防接種を希望する場合は、従来通りの手続き（市町村間で依頼書の発行等）となります。
- 広域予防接種制度を円滑に実施していくためには、各市町村及び各広域予防接種実施協力医療機関が実施要領及び本手引に基づき対応する必要があります。

2 フロー図（事務の流れ）



3 実施方法及び事務手続

1 対象者

- 1 県内広域予防接種の対象者は、次の各号のとおりとする。
 - (1) やむを得ない事情により接種機会を逃した者
 - (2) 里帰り出産等のため実家などで予防接種を希望する者
 - (3) 接種要注意者（基礎疾患を有する者等）でかかりつけ医がいるなど住所地市町村外での予防接種を希望する者 等
- 2 ただし、市町村の判断により、かかりつけ医が住所地市町村外にいる者等も対象者としてすることができる。

（「Q & A 1～7」参照）

※ 1 表の 1 は県内統一要件であり、市町村はこの要件に該当する対象者の範囲を弾力的に解釈することができます。

例えば、(1)～(3)の要件に直接的に該当しないと考えられる場合は、1(3)の末尾の「等」をもって対象者に含まれると解釈することも可能とします。

2 個々のケースについて要件に該当するかどうかは市町村が判断します。

3 市町村はQ & Aを参考にあらかじめ対象者の範囲を検討し、相談に円滑に対応できるようにします。

2 対象予防接種

- 1 五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）
- 2 四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）
- 3 二種混合（ジフテリア・破傷風）
- 4 MR混合（第 1 期及び第 2 期に限る）
- 5 日本脳炎
- 6 BCG
- 7 ポリオ
- 8 HPV
- 9 ヒブ
- 10 小児用肺炎球菌
- 11 水痘
- 12 B型肝炎
- 13 ロタウイルス

※ 1 日本脳炎については、平成 17 年から積極的な勧奨を差し控えたため、広

域予防接種の対象外となっていました。平成22年4月1日付けの国からの通知で積極的な勧奨が再開されたことに伴い、広域予防接種として実施することとなりました。

- 2 ポリオ生ワクチンは、平成24年9月1日以降、任意予防接種となるため、広域予防接種の対象外となります。

3 実施方法

1 具体的な接種手続きは次のとおりとする。

- (1) 接種希望者は、事前に住所地市町村に対し、住所地市町村外での接種を希望する旨を電話等で申し出する。

ただし、複数の広域予防接種を希望する場合は、初めて利用する場合にのみ連絡し、次回以降は市町村に連絡する必要はないとすることができる。

- (2) 住所地市町村は、接種希望者から申し出があった際に、住所、希望する予防接種の種類及び医療機関名、広域予防接種を希望する理由等を確認する。

対象者の要件に該当すると認められるときは承諾する旨回答し、接種手続きについて説明する。

- (3) 医療機関は、接種希望者から申込みがあった際に、接種希望者から住所、希望する予防接種の種類及び住所地市町村からの承諾の有無等を確認し、対象者であると判断された場合に予約を受ける。

また、接種当日に母子健康手帳等により住所を確認するほか、住所地市町村から事前に承諾を得ているか不明確な場合は、医療関係者が住所地市町村に電話で確認した後に接種を行う。

- (4) 接種協力医師は、接種後、母子健康手帳に必要事項を記載する。

2 市町村の依頼書の発行は必要としない。

3 予診票は、住所地市町村の既存のものを使用する。

(「Q & A 8～11」参照)

※ 1 接種希望者からの申し出、医療機関からの接種希望者に関する照会に対する具体的な対応方法は、P 5～6の「接種希望者から申し出があった際の対応例」、「医療機関から照会があった際の対応例」を参考としてください。

- 2 市町村は、担当者不在時でも対応できる相談体制を確保します。

また、医療機関から接種のため来院中の接種希望者が接種できるかどうか照会があった際には迅速に対応する必要があります。

○ 接種希望者から申し出があった際の対応例

1 次の（１）～（４）をいずれも満たしている場合は、広域予防接種を承諾する旨口頭で回答する。

- （１）接種希望理由が、対象者の要件（市町村が定める対象者の範囲）のいずれかに該当していること。
- （２）接種希望者の現住所住所地市町村であること。
- （３）希望する予防接種が対象予防接種であること。
- （４）希望する医療機関が「広域予防接種協力医療機関名簿」にあり、かつ当該医療機関で希望する予防接種の接種が可能なこと。

2 いずれか一つでも満たさない場合は、広域予防接種を利用できないこと及び現行の定期予防接種を利用できるよう説明する。

3 広域予防接種の利用を承諾した方には、引続き次の項目を確認する。

生年月日、接種歴・罹患歴（以上は法定予防接種対象者確認のための必須事項）、氏名、連絡先、母子健康手帳の住所（転入の有無）、広域予防接種の利用歴 等

※ 市町村の判断で必要な項目を確認する。

4 広域予防接種の利用手続を説明する。

- （１）本人が直接医療機関に接種予約すること。
- （２）接種当日、住所地市町村の予診票及び母子健康手帳を持参すること。
（母子健康手帳の住所が現住所と異なる場合は「Q & A 10」参照。）
- （３）「青森県内広域予防接種協力医療機関名簿」の特記事項
- （４）次回以降は市町村に連絡しなくても利用できること。
※ 複数の予防接種を希望する場合に次回以降連絡不要とする市町村のみ。

5 相談内容を記録する。

※ 市町村は、医療機関から照会があった際に円滑に対応できるよう（市町村によっては請求書との照合を含む。）相談内容を記録します。

記録する内容は医療機関からの照会に対応できる程度（氏名、相談年月日、接

種希望理由（簡略）、承諾の有無）で差し支えありません。

○ 医療機関から照会があった際の対応例

1 接種のため来院中の接種希望者が、住所地市町村から事前に承諾を得ているかどうかの照会

→ 相談記録を確認し回答する。事前に承諾を得ていなかった場合は、次の2により対応する。

2 接種のため来院中の接種希望者が、住所地市町村から事前に承諾を得ないと連絡があった場合

照。) → { [対応例1]
その場で本人に確認し、承諾の有無を回答する。
(確認方法は、「接種希望者から申し出があった際の対応例」参照。)
[対応例2]
本ケースを特例として認める場合は、承諾する旨回答する。

4 契約

(1) 契約の締結事務

- 1 市町村と郡市医師会又は医療機関との間で締結している現行の定期予防接種委託契約はそのまま存続させ、これを優先する。
- 2 各市町村長と青森県医師会長との間で、毎年度、「青森県内広域予防接種委託契約」を締結する。
青森県医師会長は、県内広域予防接種について協力することを承諾した医師の代理人として契約を行う。
- 3 契約締結の具体的手続は次のとおりとする。
 - ① 県は青森県医師会による契約締結に関する事務を仲介し、各市町村に対し、実施要領の別紙様式1に基づく「青森県内広域予防接種委託契約書」を県へ提出するよう毎年度依頼する。
 - ② 市町村は、市町村長印を押印した契約書（委託料を記載した別表を含む。）を作成し、県に2部提出する。
 - ③ 県は、市町村から提出された契約書を取りまとめ、青森県医師会に契約書を送付する。
 - ④ 青森県医師会は、契約書2部に県医師会長印を押印の上1部を保管し、残る1部については県を通じて各市町村に送付する。

※ 契約の委任に賛同しない医療機関がある場合は、市町村が医療機関と直接契約します。ただし、事前に契約をするかどうかは市町村の判断によります。
(賛同しない医療機関の有無は、県が各市町村に周知します。)

(2) 青森県内広域予防接種協力医療機関名簿の作成事務

- 1 青森県医師会は、毎年度、「青森県内広域予防接種協力医療機関名簿」（実施要領の別紙様式3）を作成する。また、公的病院については県が青森県医師会に代わって作成する。
- 2 県は青森県医師会に代わって各市町村に名簿を配布する。
- 3 年度中途に、広域予防接種協力医療機関の廃止、住所変更等があった場合は、県が青森県医師会に代わって各市町村に随時通知する。

※ 市町村は、接種希望者が希望する医療機関の確認、医療機関との連絡、支払事務等に活用します。

(3) 委任状等の提出

- 1 県内広域予防接種に協力することを承諾した医師の所属する医療機関の代表者は、青森県医師会長に委任状（実施要領の別紙様式2）を提出する。
ただし、委任状の内容に変更がないと認められる場合は、契約期間にかかわらず、継続して有効なものとして取り扱うことができる。
- 2 委任状の提出に当たっては、青森県医師会（公的病院については県）が、前年度に市町村と定期予防接種の委託契約を締結している各医療機関（集団接種を行っている医師が所属する医療機関を含む。）に照会する。
ただし、当該事務は初年度のみとし、次年度以降は新たに定期予防接種を実施する医療機関に対してのみを行う。
- 3 広域予防接種協力医療機関は、委任状に記載した「実施する予防接種の種類」、「特記事項（実施期間を限定等）」等に変更が生じた場合は、速やかに青森県医師会に変更届（実施要領の別紙様式7）を提出する。
- 4 広域予防接種協力医療機関は、県内広域予防接種に協力できなくなった場合は、青森県医師会に辞退届（実施要領の別紙様式8）を提出する。

（7 「広域予防協力医療機関」参照）

※ 1 市町村は、委任状に関する事務に直接関与しません。

2 県は、表の2の事務に当たり、各市町村に対し定期予防接種実施医療機関に関して照会します。

5 委託料

(1) 委託料の決定事務

- 1 市町村は、広域予防接種に係る委託料を決定する。
「予診のみ」の場合は、委託料を支払わない取り扱いとすることができるものとする。
- 2 委託料は、個別接種料金とし、接種手技料とワクチン代を合算した金額（消費税１０％を含む）とする。

(2) 県内広域予防接種委託料金表（一覧表）の作成事務

- 1 県は青森県医師会に代わって各市町村に対し、「青森県内広域予防接種委託料金表」（実施要領の別紙様式４）を作成し、県へ提出するよう毎年度依頼する。
- 2 県は、各市町村から提出された「青森県内広域予防接種委託料金表」をとりまとめの上、「青森県内広域予防接種委託料金一覧表」（実施要領の別紙様式５）を毎年度作成し、各広域予防接種協力機関に配布する。

※ 広域予防接種協力医療機関は、市町村との連絡、請求事務等に活用します。

6 請求・支払事務

(1) 請求事務

- 1 広域予防接種協力医療機関は、「青森県内広域予防接種委託料請求書」(実施要領の別紙様式6)に予診票を添えて、契約書に定める期日(実施翌月の15日)までに、被接種者の住所地市町村長へ送付する。
- 2 広域予防接種協力医療機関は、定期予防接種の予診票と区別を容易にするため、住所地市町村長へ送付する際、予診票の右上の余白に朱書きで「広域」と記載する。

(2) 支払事務

市町村長は、請求書を審査の上、適正と認めた場合は契約書に定める期日(請求書を受理した日から起算して30日以内)までに、広域予防接種協力医療機関に対し委託料を支払う。

(「Q & A 12～14」参照)

7 広域予防接種協力医療機関

広域予防接種協力医療機関は、市町村と定期予防接種の委託契約を締結している医療機関のうち、県内広域予防接種に協力することを承諾した医療機関とする。

また、実施する予防接種の種類は、定期予防接種において実施している種類の範囲内とする。

8 健康被害発生時の対応

予防接種法の規定に基づき、被接種者の住所地市町村長が対応する。

9 その他の事務

(1) ワクチンの準備

- 1 広域予防接種に必要なワクチンは、原則として、業者への発注を含め医療機関が準備する。
- 2 ただし、現行の定期予防接種において、市町村がワクチンを一括発注している等の場合は、医療機関者が混乱しないよう、市町村が同一市町村内の広域予防接種協力医療機関（一部市町村は郡市医師会を含む。）に対し、どのような対応とするかについて、あらかじめ周知を図る。

- {
- [対応例 1]
広域予防接種用のワクチンについては、医療機関が直接発注する。
 - [対応例 2]
市町村が広域予防接種用のワクチンも発注する。
また、業者に対し定期予防接種用（請求先：市町村）と広域予防接種用（請求先：医療機関）に分けて請求するよう周知を図る。

(2) 公告

市町村が行う「広域予防接種協力医療機関」の公告の範囲については、管内の医療機関を一つの目安に、市町村の判断により弾力的に対応する。
また、公告をする事項、様式も同様に各市町村の判断による。

※ 「青森県内広域予防接種協力医療機関名簿」をもとに行います。

(3) 広報

住民への広報は市町村の判断により行う。
また、対象者の範囲を広げる場合は、住民への周知に留意する。

※ 「Q & A 6」参照。

4 Q & A

1 対象者

Q 1 (1) から (3) にどのような方が該当するのか統一することはできませんか。
また、市町村では一般にどのような方を対象としますか。

→ ○ 市町村によって、定期予防接種の実施方法（集団・個別）、近隣市町村の医療機関への依存度などが異なることから、広域予防接種の利用者をどの範囲とするのが望ましいかの判断も異なることが考えられます。

このため、各市町村では、各要件の文言から一般に対象者に含まれると判断される方については対象者とする必要がありますが、対象者の範囲を広げるため、弾力的に解釈することができる取り扱いとするものです。

Q 2 (1) 「やむを得ない事情により接種機会を逃がした者」とは、具体的にどのような方が対象になりますか。

→ ○ 一般的には次の対象者が該当すると考えられますが、各市町村の判断で対象者の範囲を決めてください。

なお、対象予防接種を個別接種で実施する市町村では、通常、本要件による対象者は想定されません。

【対象者】

医学的理由又は家庭の事情等により、定められた接種時期に予防接種を受けられなかった方で、接種年齢から市町村内では今後接種機会のない方（又は、次回接種時期まで長期間の間隔がある方）

※ () を適用するかどうか、「長期間」の範囲については、市町村によって判断が異なると考えられます。

Q 3 （２）「里帰り出産等のため実家などで予防接種を希望する者」とは、具体的にどのような方が対象になりますか。

→ ○ 一般的には次の対象者が該当すると考えられますが、各市町村の判断で対象者の範囲を決めてください。

【対象者】

里帰り出産のほか、医学的理由又は家庭の事情等により一定期間県内他市町村に所在している方で予防接種を希望する方。

Q 4 （３）「接種要注意者（基礎疾患を有する者等）でかかりつけ医がいるなど住所地市町村外での予防接種を希望する者」とは、具体的にどのような方が対象になりますか。

→ ○ 一般的には次の対象者が該当すると考えられますが、各市町村の判断で対象者の範囲を決めてください。

【対象者】

接種要注意者（基礎疾患を有する者等）で、接種後の副反応に不安がある等医学的理由により、住所地市町村外のかかりつけ医、又はかかりつけではないが専門性の高い医療機関での接種を希望する方

Q 5 市町村の判断で、３つの要件のうち一部に限定し実施することはできますか。

→ ○ 県内統一の３つの要件は実施要領に規定されており、市町村の判断で一部に限定することはできません。

また、市町村が広域予防接種の対象予防接種のうち一部のワクチンに限って実施することも同様にできません。

Q 6 市町村が独自に統一要件に該当する方の範囲を拡大して実施する場合、特に留意することはありますか。

→ ○ 一般に（１）～（３）の各要件の文言から対象者と判断し難い場合は、市町村が独自に住民に対し周知する必要があると考えられます。

また、医療機関から市町村への照会が多くなると予想される場合は、利用者の多い近隣医療機関に対し独自に周知することが望ましいと考えられます。

Q 7 「住所地市町村外にかかりつけ医がいる場合」を対象者とする場合、対象者が多くなり事務の負担が増大する可能性があります、別の方法はありませんか。

→ ○ 事務量を軽減するため、次の方法によることも可能です。

【方法】

広域予防接種の対象者の範囲に「住所地市町村外にかかりつけ医がいる場合」を含める一方で、対象者が多いと予想される近隣の医療機関と新たに定期予防接種の契約を締結する。

また、住民に対し当該医療機関が定期予防接種医療機関となった旨周知する。

→ 住所地市町村外のかかりつけ医による接種を希望する方の多くが、定期予防接種を利用することになるため、事務量が大幅に軽減する。

3 実施方法

Q 8 医療機関では、本人から接種予約の申し込みがあった際、住所地市町村から事前に承諾を得ているか確認することとしていますが、この際まだ承諾を得ていない、あるいは回答があいまいな場合どのように対応しますか。

→ ○ まだ承諾を得ていないとの回答があった場合は、住所地市町村から承諾を得た後に接種予約するよう説明します。

回答があいまいで承諾を得たかどうか不明確な場合は、もう一度住所地市町村に再確認し承諾を得ている場合に接種予約するよう説明します。

一方、接種のため来院した方については、いずれの事例も、医療関係者が住所地市町村に問い合わせ、接種可能との回答を得た場合に接種します。

なお、事務手続を簡素化するため、本人から事前に住所地市町村の承諾を得ている旨の明確な回答を得た場合は、医療機関では市町村への照会は不要です。

Q 9 医療機関では、実施する予防接種の種類や接種時期等を限定することが可能ですか。

→ ○ 医療機関の都合で、実施する予防接種の種類、接種時期・日時、対象者（現行の定期予防接種において入院患者のみとしている場合等）等を限定することが可能です。

この場合、医療機関が委任状の「特記事項」欄に明記することで、市町村に配布する「青森県内広域予防接種協力医療機関名簿」の「特記事項」欄に記載されます。

Q10 転入者は母子健康手帳の住所と現住所が異なる場合がありますが、この場合、接種希望者は接種当日、何を持参すればよいですか。

- ○ 予診票、母子健康手帳のほか、医療関係者が現住所を確認するものとして健康保険証（健康保険証に住所が明記されていない場合はそれに代わるもの。）を持参するよう説明します。
- また、医療機関では、接種希望者の住所が確認できない場合は、住所地市町村に確認します。

Q11 住所が県外にある方が広域予防接種を希望した場合、又は住民が県外の医療機関での接種を希望した場合に、広域化制度を利用できますか。

- ○ 広域化制度は、県内に住所のある一定の要件を満たした方が、県内の広域予防接種協力医療機関を希望した場合に限られるため、いずれも利用できません。
- 当該事例については、これまで通り依頼書の発行等の方法により対応することとなります。

6 請求・支払事務

Q12 支払事務において、相談記録と予診票を照合する必要がありますか。また、広域予防接種利用者の予防接種台帳への記載は、どのようにすればよいですか。

- ○ 相談記録と予診票を照合した上で委託料を支払うかどうかは、各市町村の判断によります。
- 広域予防接種利用者の予防接種台帳への記載方法は、特に決まりはありませんが、一例としては、「医師名」欄に医療機関名及び所在する市町村名、「備考」欄に「広域」と記載します。

Q13 接種希望者が住所地市町村から承諾を得ないまま、広域予防接種を受けたことが事後に確認された場合、公費負担するのですか。

→ ○ 市町村の公費負担に関する取扱いは、基本的に次のとおりとします。

・[ケース1]

被接種者が法定予防接種の対象者（予防接種法に基づく接種対象年齢に該当し、かつ住所地市町村の住民であること。）である場合

→ 被接種者が広域予防接種の対象者の要件に該当するか否かに関わらず、市町村は公費負担する。

・[ケース2]

被接種者が法定予防接種の対象者（予防接種法に基づく接種対象年齢に該当し、かつ住所地市町村の住民であること。）でない場合

→ 被接種者が広域予防接種の対象者の要件に該当するか否かに関わらず、市町村は公費負担しない。

○ また、公費負担する場合は、健康被害が発生した際に市町村が予防接種法に基づき救済措置への対応を行うこととなります。

【考え方】

・ 予防接種法の趣旨から、接種対象者が予防接種法に基づく接種対象年齢に該当し、かつ住所地市町村の住民であれば、当該市町村の公費負担により法定予防接種を受ける権利を有すると解釈することができるものであり、広域予防接種における手続的な理由（住所地市町村から承諾を得ないまま広域予防接種を受けたこと。）をもって市町村が公費負担しない取り扱いとするのは、たとえ広域予防接種の対象者の要件に該当しない方であったとしても適当ではないと考えられます。

・ 本ケースは、接種希望者、医療関係者双方が広域予防接種の手続方法を認識していなかった場合等に起こり得るものであり、特例的な取り扱いです。

・ なお、広域予防接種制度において、対象者の要件を設け、事前に住所地市町村の承諾を得ることとしたのは、現行の定期予防接種を優先させるという趣旨に基づくものです。

Q14 合併市町村では、予診票の様式を変更して本人に交付する必要がありますか。

→ ○ 予診票は最終的に当該市町村に返送されるものであり、予診票に旧市町村名が記載されていても差し支えありません。

5 事前準備のチェック項目

1 対象者の範囲の検討

対象者の範囲をあらかじめ検討する。

※ P 3 「1 対象者」及び「Q & A 1 ～ 7」参照。

2 相談体制、相談記録簿の整備

担当不在時も迅速に対応できる相談体制を確保する。
また、接種希望者からの申し出の内容を記録する相談記録簿を整備する。

※ P 4 ～ 6 「3 実施方法」参照。

3 接種希望者から申し出があった際の確認事項、説明事項の整理

接種希望者から広域予防接種利用に関する申し出があった際の確認事項、説明事項をあらかじめ整理する。

※ P 5 「接種希望者から申し出があった際の対応例」参照。

4 医療機関から照会があった際の対応方法

医療機関から、接種のため来院中の接種希望者が住所地市町村から事前に承諾を得ていないとの連絡があった場合の対応方法をあらかじめ検討する。

※ P 6 「医療機関から照会があった際の対応例」参照。

5 契約の締結事務

- 1 青森県医師会長との「青森県内広域予防接種委託契約書」（実施要領の別紙様式1）を毎年度締結する。
具体的な手続としては、県からの依頼に基づき、市町村長印を押印した契約書（委託料を記載した別表を含む。）を作成し、県に2部提出する。
- 2 青森県医師会長への契約の委任に賛同しない医療機関がある場合は、市町村が当該医療機関と直接契約する。ただし、事前に契約をするかどうかは市町村の判断による。（賛同しない医療機関の有無は、県が各市町村に周知する。）

※ P 7 「4 契約」参照。

6 委託料の決定、予防接種委託料金表の作成事務

- 1 県からの依頼に基づき、「青森県内広域予防接種委託料金表」（実施要領の別紙様式4）を作成し県に毎年度提出する。

※ P 9 「5 委託料」参照。

7 ワクチンの準備（一部市町村）

- 1 広域予防接種に必要なワクチンは、原則として、業者への発注を含め医療機関が準備する。
- 2 ただし、現行の定期予防接種において、市町村がワクチンを一括発注している場合は、医療関係者が混乱しないよう、市町村が同一市町村内の広域予防接種協力医療機関（一部市町村は郡市医師会を含む。）に対し、どのような対応とするかについて、あらかじめ周知を図る。

※ P 11 「9 その他の事務」参照。

8 公告

公告の範囲等を検討の上、市町村に広域予防接種協力医療機関名簿一覧表が送付された後に、「広域予防接種協力医療機関」の公告を行う。

※ P 11 「9 その他の事務」参照。

9 広報

住民への広報は市町村の判断により行う。
また、対象者の範囲を広げる場合は、住民への周知に留意する。

※ P 11 「9 その他の事務」及び「Q & A 6」参照。